

指定居宅介護支援重要事項説明書

令和6年10月15日現在

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業者（法人）の概要

事業者名称	株式会社 こよし
代表者氏名	代表取締役 山口 香吉
本社所在地 (連絡先)	埼玉県鴻巣市登戸 400 番地 6 電話番号 048-507-1888 FAX番号 050-3137-6663
法人設立年月日	令和2年3月26日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名称	ケアプランセンターこもれび
介護保険指定 事業所番号	鴻巣市指定 (指定事業所番号) 1171701632
事業所所在地	埼玉県鴻巣市登戸 400 番地 6
連絡先	電話番号 048-507-1888 FAX番号 050-3137-6663
通常の事業の実施範囲	鴻巣市

(2) 運営方針

運営方針	利用者の気持ちや思いに耳を傾けながら、その方らしく住み慣れた地域での暮らしが続けられるようケアマネジメント業務をおこないます。一期一会の出会いを大切にし、温かいこもれびのような未来（前向きな気持ち）もお届けできるよう努力してまいります。
------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする (国民の休日及び12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前8時から午後5時までとする ※上記外は事業所携帯(080-9684-7820)対応、緊急時のみ連絡が取れる体制を確保している

(4) 事業所の職員体制

管理者	山口 香吉
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 (介護支援専門員と兼務)
専門員 介護支援	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名 非常勤 0名 (内、1名は管理者と兼務)
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名 非常勤 1名

3

(1) 居宅介護支援の内容

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	居宅介護支援契約書に掲げる第4条、第5条、第7条、第8条第9条を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。) ※ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護に応じた下記の金額をいただき、サービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定することを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

※救急車への同乗・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援・家事の代行業務・直接の身体介護・金銭管理

(4) 利用料金及びその他の費用について

区分・要介護度		基本単位	利用料
(i)	介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満の場合	要介護1・2	1,086
		要介護3・4・5	14,702円
(ii)	介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	要介護1・2	544
		要介護3・4・5	704
(iii)	介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人以上の場合において、60人以上の部分	要介護1・2	326
		要介護3・4・5	422

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50／100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

(5) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算		基本単位	利用料	算定回数等
要介	初回加算	300	3,126円	1月につき
	特定事業所加算（I）	519	5,407円	1月につき

特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,386 円	
特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,365 円	
特定事業所加算（A）	114	1,187 円	
入院時情報連携加算（I）	250	2,605 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合（1月につき）
入院時情報連携加算（II）	200	2,084 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合（1月につき）
退院・退所加算（I）イ	450	4,689 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（I）ロ	600	6,252 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（II）イ	600	6,252 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（II）ロ	750	7,815 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた（内1回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（III）	900	9,378 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた（内1回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中1回を限度）
通院時情報連携加算	500	5,210 円	1回につき（月1回を限度）
特定事業所医療介護連携加算	125	1,302 円	1回につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,084 円	1月につき（2回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,168 円	1月につき

4 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の配置。

虐待防止に関する責任者	管理者 山口 香吉
-------------	-----------

- (2) 虐待防止委員会（テレビ電話装置等の活用可能）の開催、指針の整備、研修及び訓練（ショミレーション）を開催し、従業者の資質向上に努めます。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。</p>

6 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8 苦情相談の窓口

【事業者の窓口・担当】 ケアプランセンターこもれび 管理者 山口 香吉	電話番号 048-507-1888 FAX 番号 050-3137-6663 受付時間 月～金 8：00～17：00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)
【市町村（保険者）の窓口】 鴻巣市役所 介護保険課	電話番号 048-541-1321（代表） FAX 番号 048-541-1328 受付時間 8：30～17：15 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)
【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	電話番号 048-824-2568 FAX 番号 048-824-2561 受付時間 月～金 8：30～12：00・13：00～17：00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

9 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害が発生した場合でも、業務を継続、または早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的におこないます。

10 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止するための委員会（テレビ電話装置等の活用可能）の開催、指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）を開催し、感染対策の資質向上に努めます。

(1) 専任担当者を配置します。

担当者 山口 香吉

11 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をおこないません。身体的拘束をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	所在 地	埼玉県鴻巣市登戸 400 番地 6	
	法 人 名	株式会社こよし	
	代 表 者 名	山口 香吉 印	
	事 業 所 名	ケアプランセンターこもれび	
	説明者氏名	山口 香吉 印	

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

